

GX2040ビジョン（2025年2月）

1

GX2040ビジョンの全体像

ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2

GX産業構造

- ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3

GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のグリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- グリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4

現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

GX2040ビジョン（2025年2月）

5

GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野(エネルギー、産業、くらし等)について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6

成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）

- 一定の排出規模以上(直接排出10万トン)の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
- 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
- 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。

化石燃料賦課金の導入（2028年度～）

- 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7

公平な移行

GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

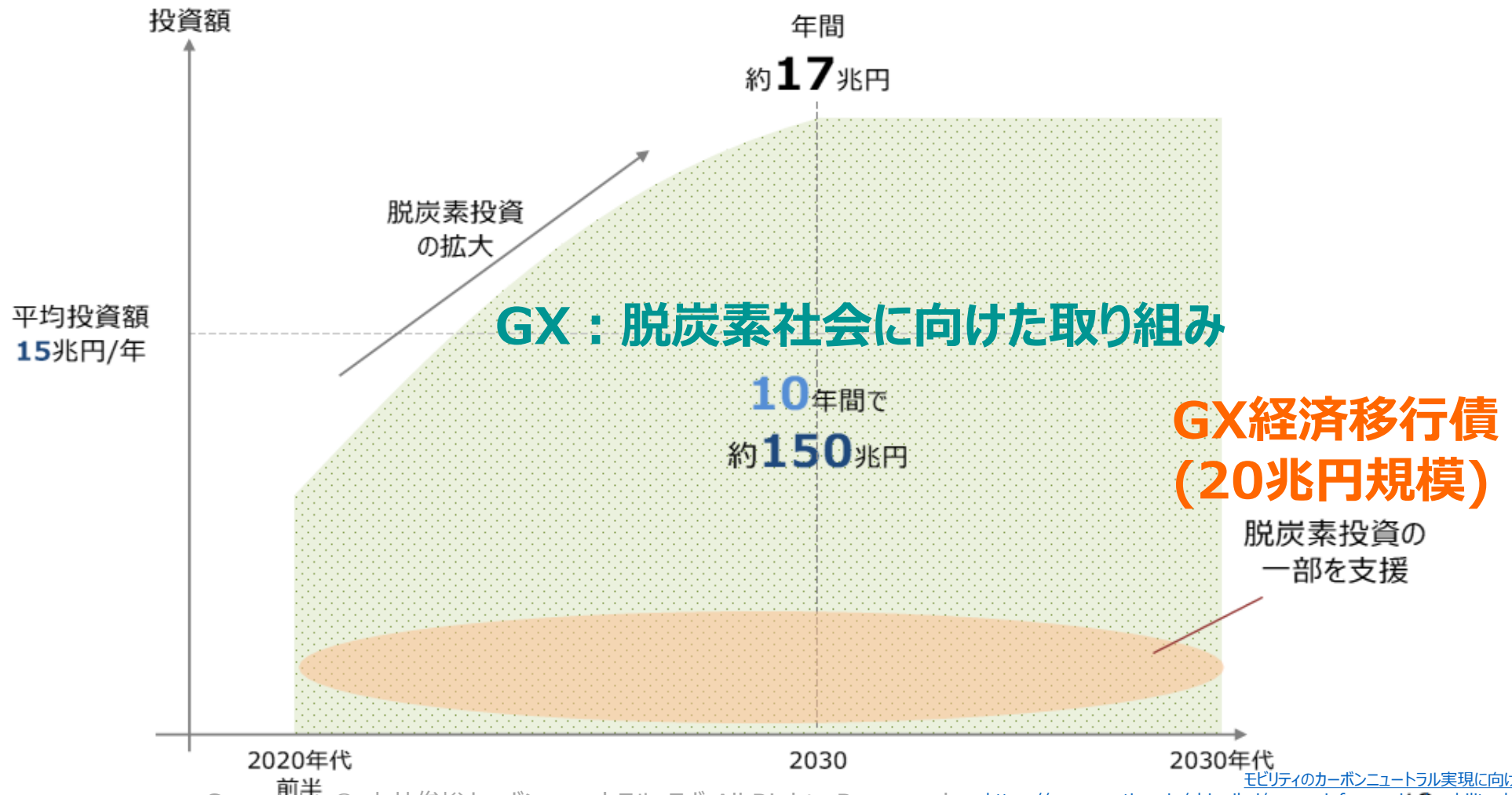
8

GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

「GX推進法」と脱炭素投資への支援策

必要となる脱炭素投資に対し、新たな技術の初期需要の創出や、脱炭素技術の導入に伴う大幅なコスト負担の緩和を目的に、投資額の一部を支援する必要がある



成長志向型カーボンプライシング構想

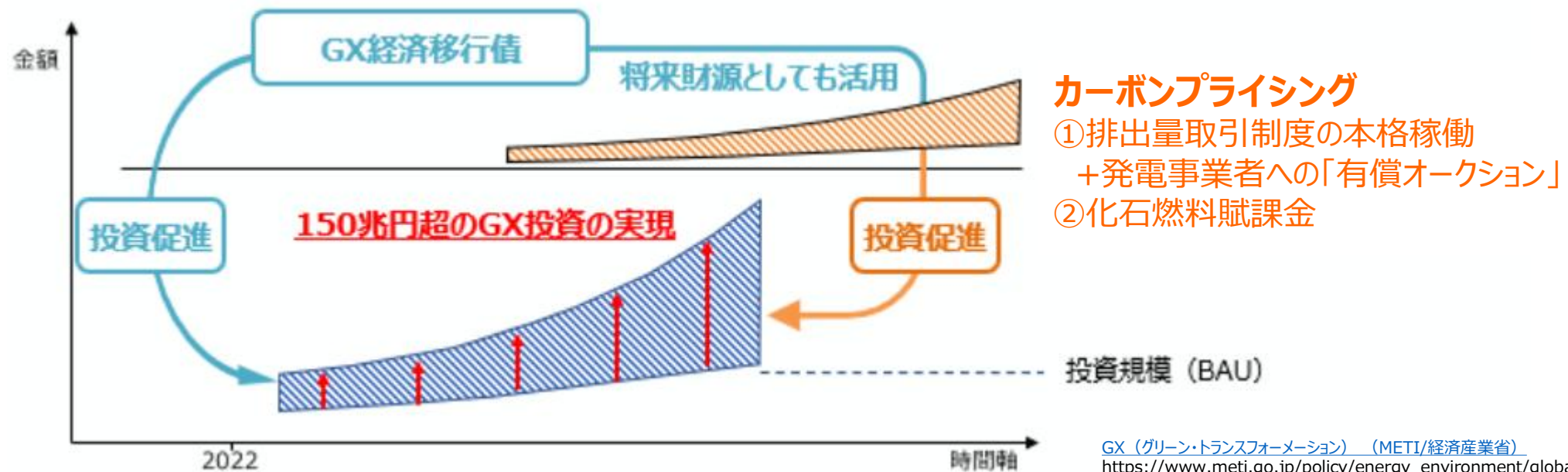
今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現

- ①GX経済移行債を活用した20兆円規模の投資促進策
- ②段階的なカーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

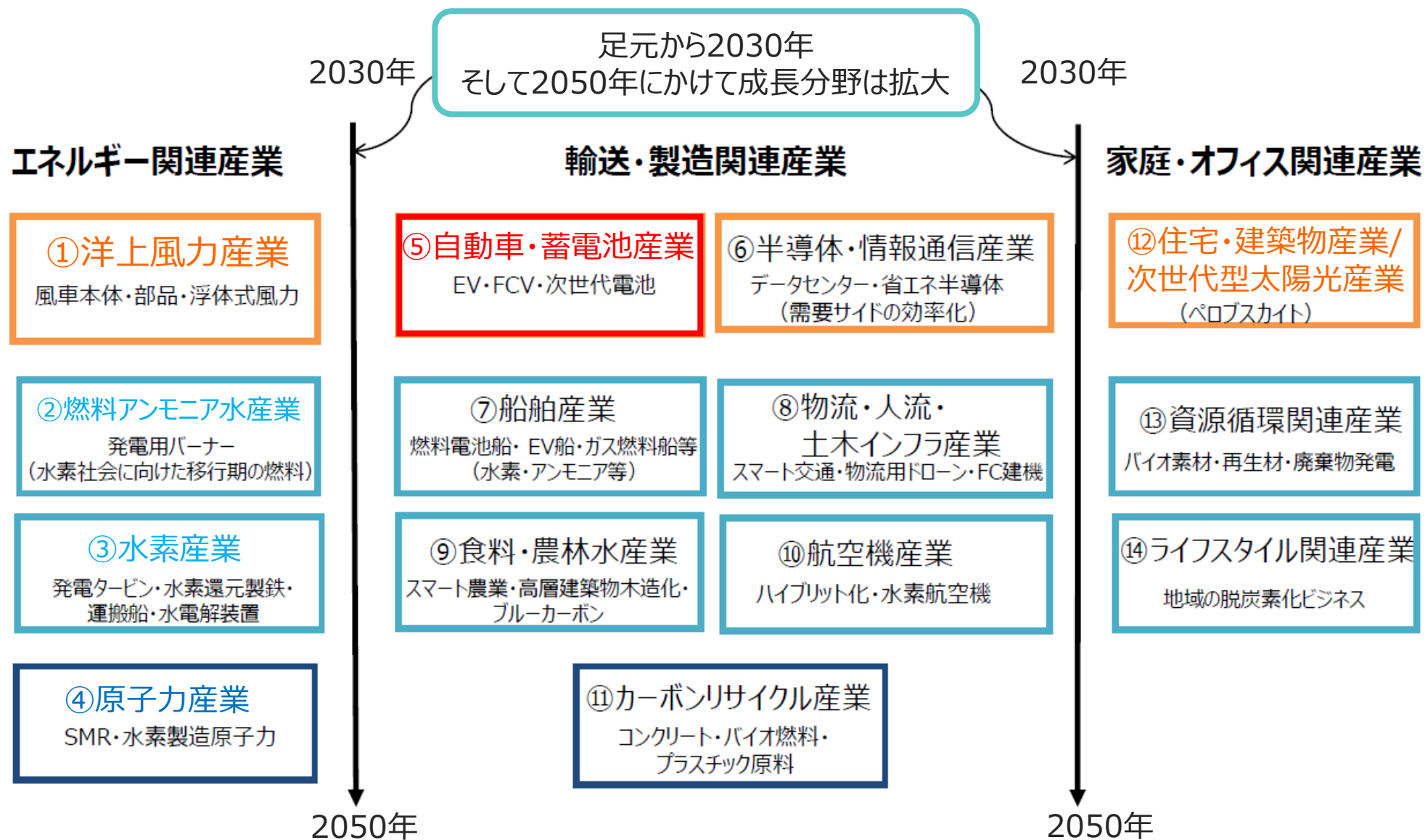
企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示し、早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

- ③新たな金融手法の活用

「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



グリーン成長戦略「実行計画」の14分野



カーボンプライシング3種 ①排出枠取引

排出量取引制度

①排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割り当て。

余剰を売却

削減

排出枠

取引所

②排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

不足分を調達

超過

排出枠の
割当量

排出量

排出枠の
割当量

排出量

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取り組みを促進

カーボンプライシング3種 ①排出枠取引

改正グリーンTRANSフォーメーション(GX)推進法がR7年5月28日成立

①排出枠取引

10万t以上CO₂を排出している企業に対して、排出枠の割り当ての実施

- 「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」において、直近の3年間の平均CO₂排出量が10万t以上となる企業を対象に、2027年度から排出枠取引を開始。
 - 排出枠の設定は、2023年から2025年度の3カ年の製品生産量に「目標とすべき排出原単位」を乗じて割当量をベンチマーク方式で設定する。
 - また、取引の価格については、上限値と下限値を設定する。
-
- 経済産業省は、自社が出すCO₂を減らす活動のみならず、供給網全体の削減を目指す企業も参加できるようにする(Scope3も含めて取引に活用する)
 - 小売りや不動産など、自社での直接排出が少ない企業も参加しやすくする。

GXリーグとは

排出権取引市場(GXリーグ)

- カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する取組み。
日本のCO₂排出量の5割超を占める企業群が参画(700社超)
- GXリーグの参画企業は、2030年度の目標に加えて、**2025年度までの野心的な削減目標を設定**。
- 足下から排出権取引も活用しながら排出権取引に取り組む企業を後押し。
- また、GXリーグは、**GX実現のカギとなる市場創造に貢献する意欲的な企業**が集まり、個社の取組みでは難しい**ルール形成などについて一体的に取り組む場**としても機能。

【参画企業に求められる取組】

① 自らの排出削減(自ら目標設定、挑戦、公表)

2050年カーボンニュートラルと整合的な2030年削減目標だけでなく、2050年までの中間削減目標を掲げ、野心的な削減に挑戦



② サプライチェーン上での排出削減やGX製品投入

- 自らの削減だけではなく、サプライチェーン全体での削減を牽引する(カーボンフットプリント表示など)
- 使用時の排出を低減する(削減貢献する)製品など、GX製品を市場投入する



【GXリーグでの主な活動】

① 排出量削減の実施

自主設定した目標達成に向けた排出量取引の実施

② GX市場創造に向けたルールメイキング

GX製品投入や、サプライチェーン上での削減への取組みを促進するためのルール形成(開示の在り方などについて)

排出枠取引市場(GXリーグ)

排出枠取引市場(GXリーグ)

GX債の利用に際し、**GXリーグへの参加**が条件

GXリーグ：国内の企業間の排出権取引の市場

2023年度試験導入：750社が参加

2024年度：企業の規模や業種ごとの排出削減指針

2026年度：大企業（10万t以上）に参加義務付

2033年度：電力会社に対して有償割り当て

ポイント

1. ベースラインの決め方：クラウドファザリング方式とオークション方式
2. 目標の設定：①目標年の設定と②削減量の設定
3. 排出枠の初期割り当て方法

排出量取引制度：制度の骨格

排出枠取引ではどのようなことを行うのか？

1

国による指針の策定

経済産業大臣は、排出枠の割り当てに関する実施指針を策定し、当該指針において、事業者が脱炭素投資の実施等により達成すべき排出削減目標の基準などを定める。

2

排出目標量の提出・排出枠の割り当て

- 対象事業者は、二酸化炭素の直接排出量が一定規模(10万トン)以上である場合、実施指針に基づき、業種特性等を考慮して算定される排出目標量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 経済産業大臣は、事業者からの届け出の内容に基づき、実施指針に従って当該事業者に排出枠を無償で割り当てる

3

排出枠取引の実施

- 対象事業者は、自らの排出量を算定し、第三者機関の確認を受けたうえで報告しなければならない。
- 対象事業者は、割り当てられた排出権の量に過不足が生じた場合には、排出枠の取引を実施する。
- 排出枠の取引を行うための市場については、GX推進機構が解説及び運営を行う。
- 経済産業大臣は、排出枠の取引価格について、上下限を定める。

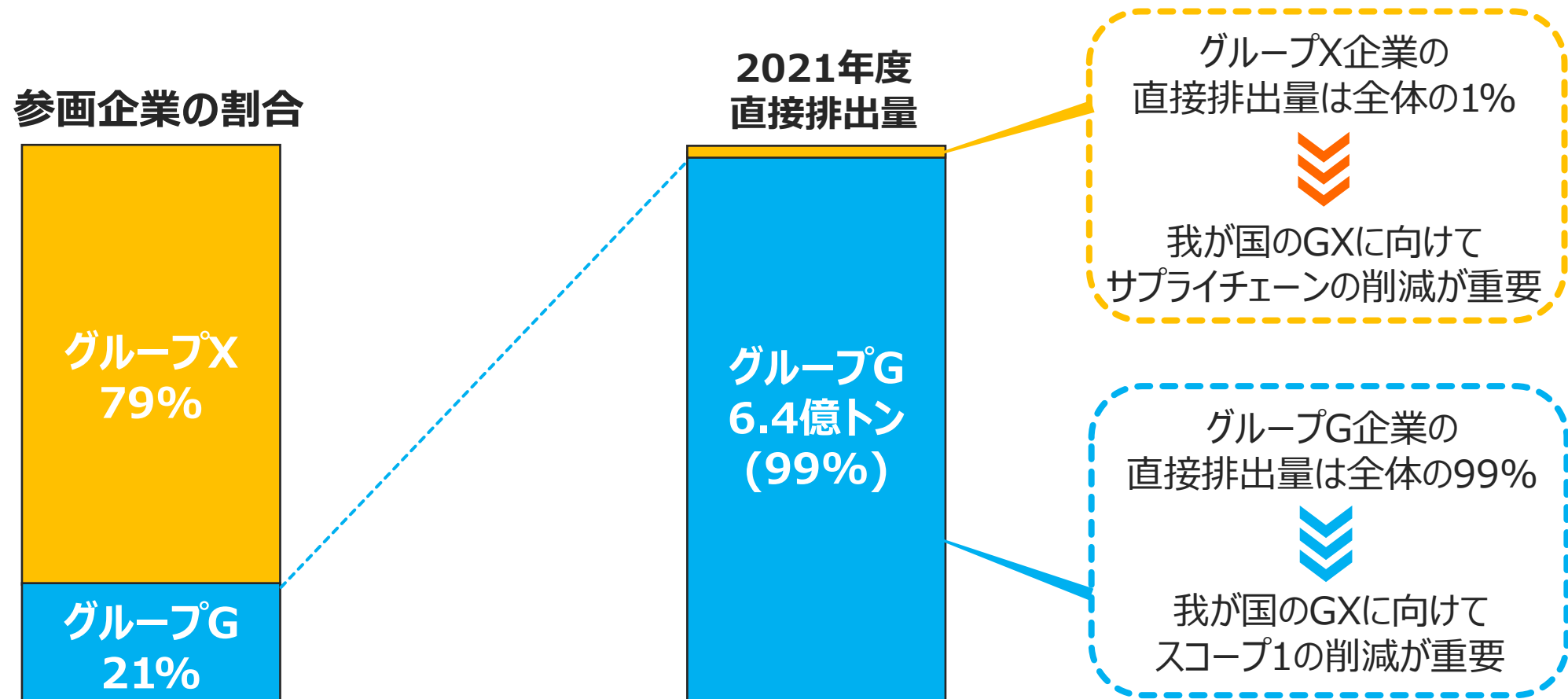
4

排出枠の償却

経済産業大臣は、毎年度、対象事業者はの排出枠保有口座から、排出実績量と等量の排出枠を償却する。
(償却時に保有している排出枠が不足している事業者は、排出枠の不足量に応じた未償却相当負担金を支払わなければならない)

参画企業の構成

- GXリーグ参画企業700社超の排出量は、日本全体の5割超を占める。
- このうち、Group G(直接排出量10万トン以上)の企業の直接排出量が99%を占める
- 他方、企業数で見れば約8割と大多数の企業がGroup X(直接排出10万トン未満)であり、サプライチェーンの中下流に位置する事業者や、情報通信業、金融業などが多く参画している。



参画企業の排出量の違いによる取り扱い

	Group G	Group X
対象参画企業	組織境界における2021年度の直接排出量が10万t-CO2e以上の参画企業	組織境界における2021年度の直接排出量が10万t-CO2e未満の参画企業

	項目	Group G	Group X
1. プレッジ	国内直接・間接排出それぞれについて、2030年度および2025年度の排出削減目標、第1フェーズ(2023年度～2025年度)の排出削減目標の総計を設定	必須	必須
	基準年度排出量の設定	原則：2013年度単年 例外：2014年度～2021年度を基準年度とする場合、基準年度を含む連続した3か年度平均	原則：2013年度単年 例外：2014年度～2021年度を基準年度とする場合、基準年度単年又は基準年度を含む連続した3か年度平均
2. 実績報告	国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告	必須	必須
	排出量算定期間	年度(4/1～3/31)	年度(4/1～3/31)※任意の12か月間でも可
	排出量の算定結果に対する第三者検証	必須(超過削減枠を創出する場合は、合理的保証、創出しない場合は限定的保証)	任意
	排出量報告期限	毎年度終了後の10月末まで	毎年度終了後の10月末まで ※任意の期間を設定した場合は、終了後7か月が経過する日まで
3. 取引実績	自主目標を達成できなあった場合	超過削減枠や適格カーボンプレジットの調達又は未達理由を説明	超過削減枠や適格カーボンプレジットの調達又は未達理由を説明
	超過削減枠の創出	可能	不可
	超過削減枠の売買(超過削減枠法人口座の保有)	可能	可能※口座開設時に申請が必要
4. レビュー	目標達成状況及び取引状況のGXダッシュボードでの公表	必須	必須

政策の進展に伴うGXリーグの役割の変化

- ・ 自らの排出規模が大きい企業と排出規模が小さい企業では、日本全体のGXを加速する上で重視すべき取組みが異なる。
- ・ 排出規模が大きい企業：まず排出量取引制度の枠組みの下、自らの排出削減に優先して取り組んでもらうことが重要
- ・ 排出規模が小さい会社：サプライチェーンでの排出削減(上流側におけるGXの取組み評価や使用時の排出削減に効果的な製品の投入)に積極的に取り組んでもらい、そのような積極的な取組みが外部から評価され、企業自身の成長につながっていく環境整備が重要。

➤➤ このような方向性に沿って、GXリーグの在り方を見直していく。

現状のGXリーグ

- ・ 自社(Scope1, Scope2)の排出削減
- ・ 参画する際の申請書類にサプライチェーンの取組に関する記載を求めているが、具体的な取り組み内容は必須ではない(計画中でも参画可能)

※Scope1, Scope2の2025年度及び2030年度の排出削減目標を設定および実績等の公開することは必須条件となっている

今後のGXリーグ

- ・ サプライチェーン(Scope3)での排出削減を通じた競争力強化
- ・ 検討すべき論点①
自らのサプライチェーンの上流側(例：Scope3のカテゴリ1~8)の削減を進めていくための課題は何か。
- ・ 検討すべき論点②
GXリーグの参画要件としてサプライチェーン全体の排出削減への具体的コミットをどのように求めていくか。

わが国で流通しているカーボンのクレジットの種類

国際的なクレジット

CDM Clean Development Mechanism	京都議定書以降途上国と先進国の共同事業により創出したクレジット
JCM Joint Crediting Mechanism	途上国との2国間において技術移転、省エネ製品普及などの効果をクレジット化する仕組み（日本発祥）
VCS Verified Carbon Standard	民間認証機関が承認したクレジットの活用

日本独自のクレジット

J-クレジット	経産省・環境省・林野庁主導で2013年から省エネ、再エネ活動による環境価値を取引
Jブルークレジット	2020年からブルーカーボン（海洋）に特化した環境価値

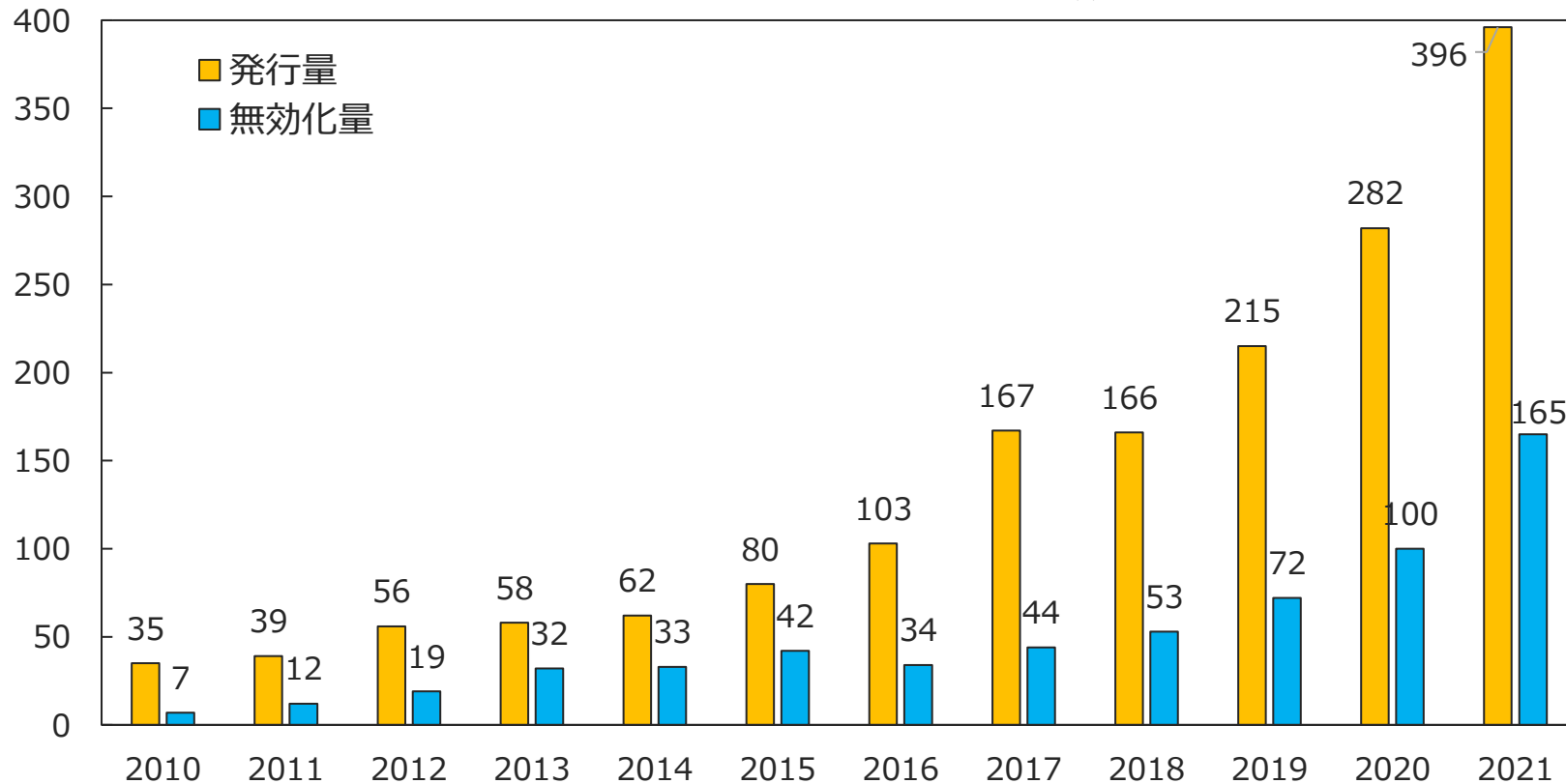
ボランタリークレジットの活用

世界の動向

- 消費者、生産者、NPOなど様々なステークホルダーが、相互に関係を持ちながらCO₂の削減事業を実施
- それらの活動に対して民間主導で認証を行う仕組みが定着してきている

[百万t-CO₂]

国際的なカーボン・クレジットの発行量・無効化量の推移



カーボン・クレジット・レポート、カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会、
2022年6月、<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003-f.pdf>